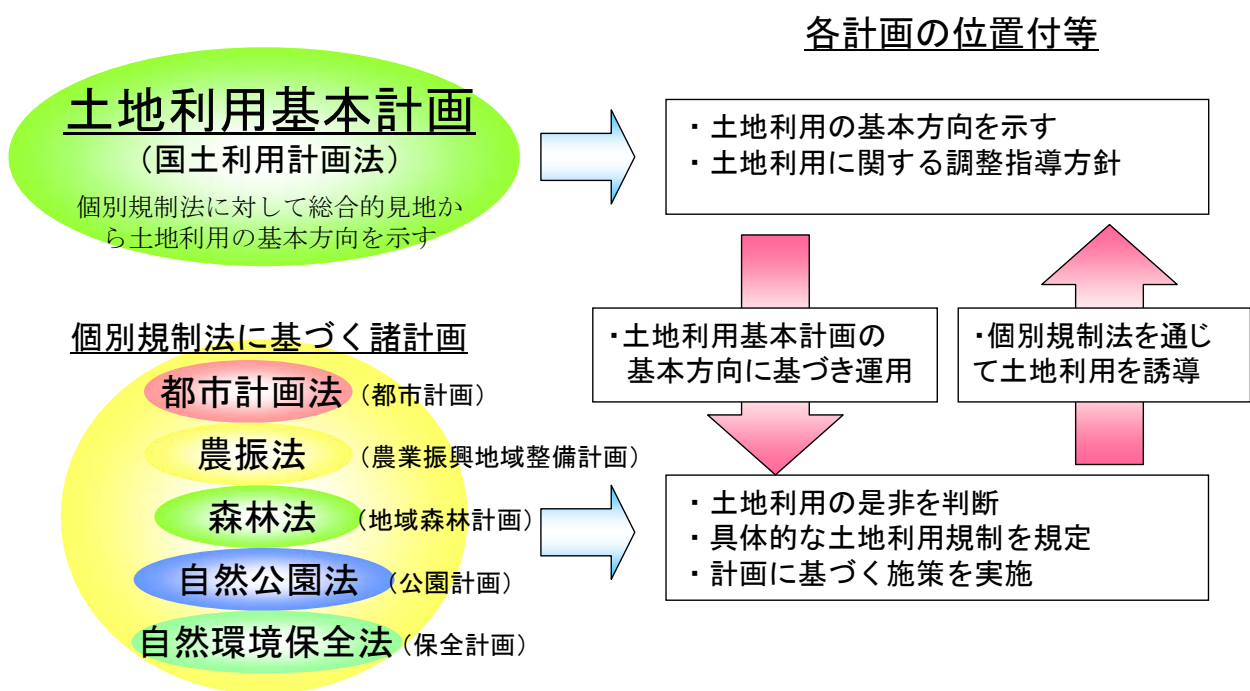


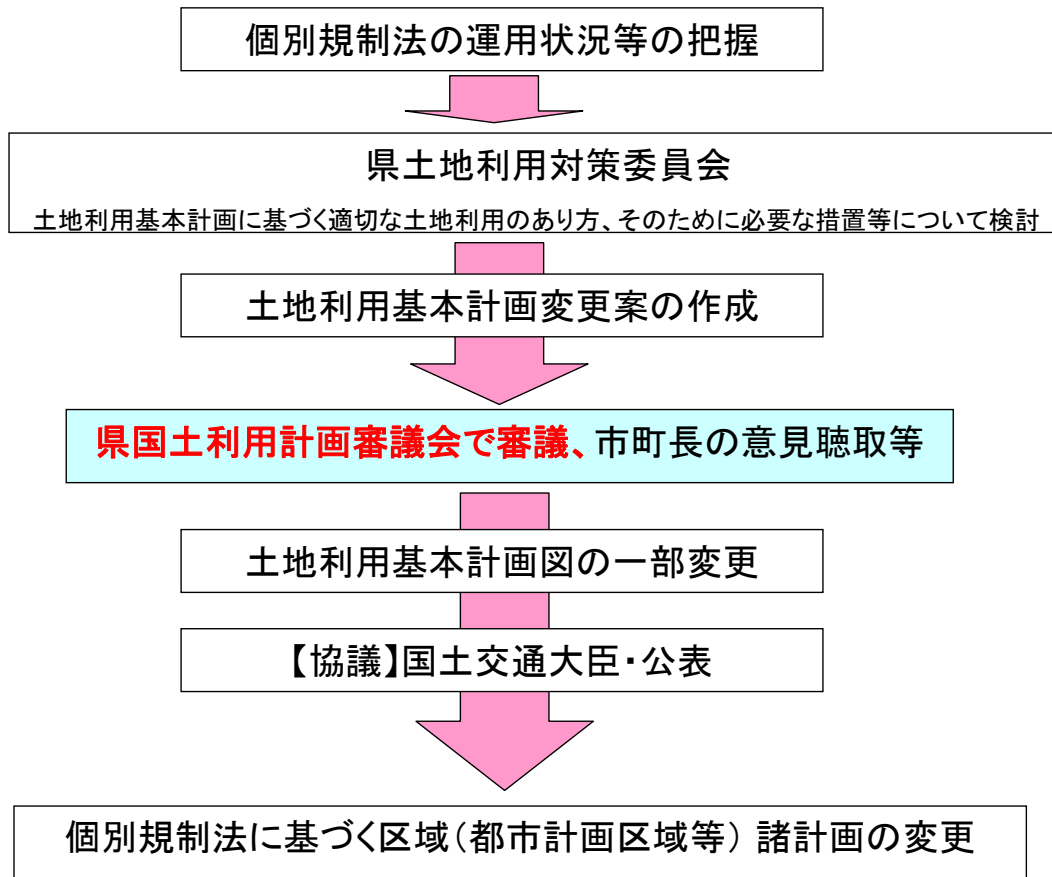
平成29年度 静岡県土地利用基本計画図の 一部変更(案) 説明資料

静岡県

1 土地利用基本計画と個別規制法との関係

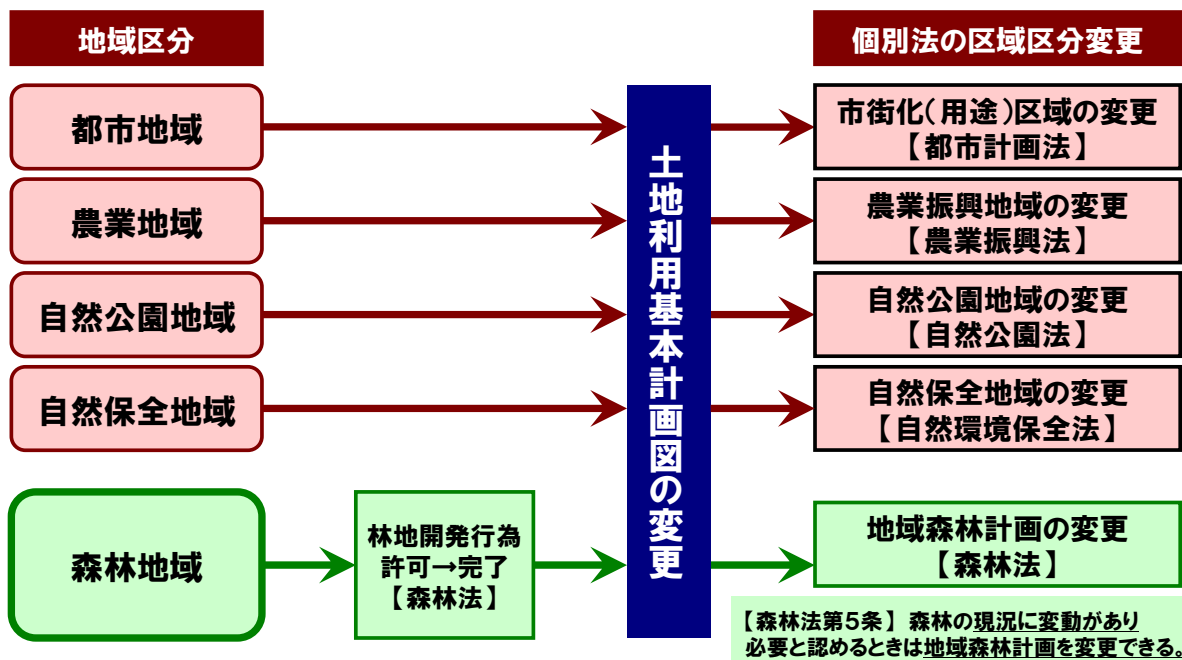


2 土地利用基本計画の変更手続の流れ



3

3 地域区分別の土地利用基本計画図の変更手続の考え方



県国土審の対応

● 開発許可案件の
事前報告

● 審議会意見の森林部局への通知
(必要に応じて現地の改善措置等へ適用)

4

静岡県国土利用計画審議会の審議内容

1 審議事項

- (1) 県国土利用計画の策定及び変更(国土利用計画法第7条第3項及び第8項)
- (2) 県土地利用基本計画の策定及び変更(国土利用計画法第9条第10項及び第14項)
- (3) 国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関する重要な事項
(国土利用計画法第9条第10項及び第14項)

2 県土地利用基本計画の変更に係る主要な案件

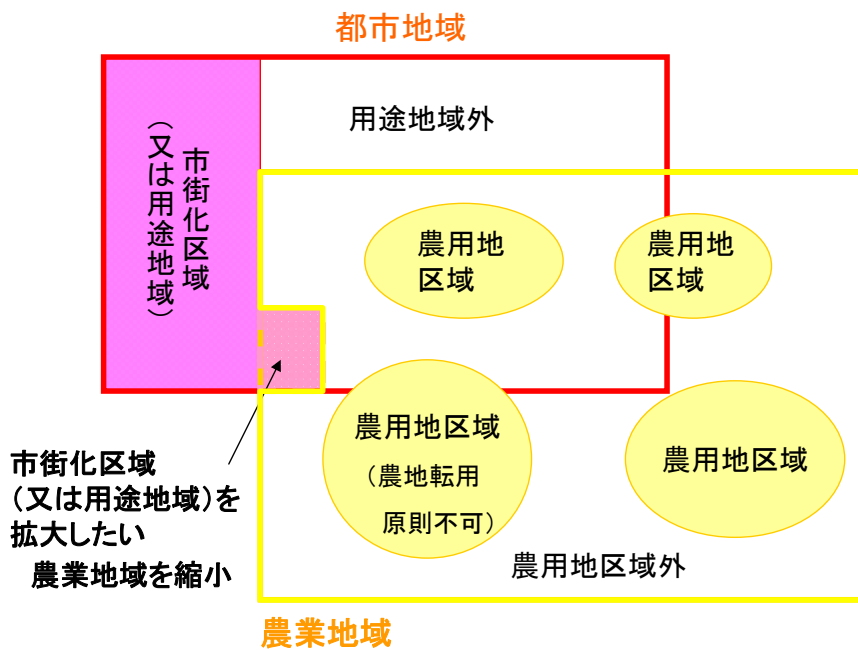
1ヘクタール以上の地域区分の変更(計画図の変更)を行う場合

- ①市街化区域(又は用途地域の拡大)に伴う農業地域の縮小
- ②林地開発に伴う森林地域の縮小

市街化区域(又は用途地域)の 拡大に伴う農業地域の縮小

(整理番号1)

市街化区域等の拡大に伴う農業地域の縮小について



※個別法では、農業地域と都市地域内の市街化区域は重複できない。(大原則)

○計画的な都市整備を進める必要性が発生



用途規制等による誘導
(市街化区域を拡大したい)

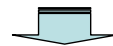


【土地利用基本計画の変更】

- ・「農業地域の縮小」を審議
- ・都市地域(外枠)は変わらない

＜審議の視点＞

- 区域変更の必要性
- 区域変更に至る調整経緯の妥当性
- 他の土地利用への影響



【個別法の変更】

- ・都市計画法の市街化区域を拡大

整理番号1 静岡市 農業地域の縮小 ①位置図

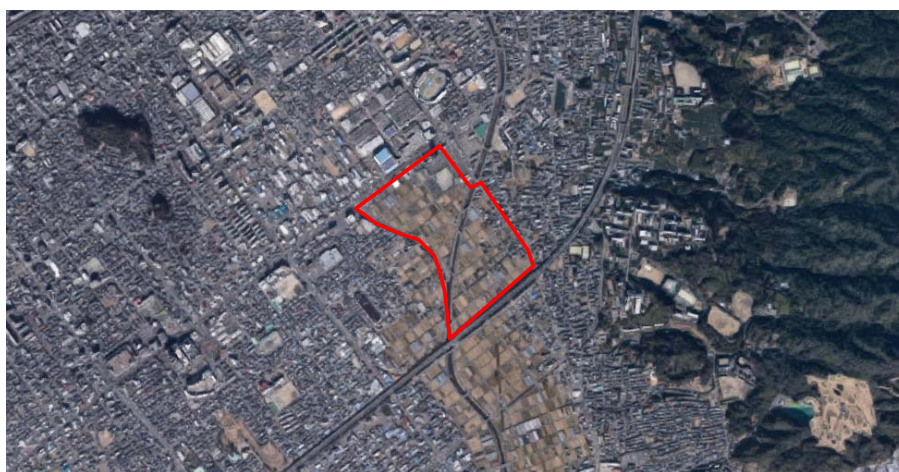


整理番号1 静岡市 農業地域の縮小 ②区域概要

変更区域の面積	農業地域(縮小) 40ha	他地域との重複	都市地域 40ha
区域概要	<p>当該地区は、内陸フロンティア推進区域に指定されている市街化調整区域(約125ha)の一部であり、周囲は市街化区域に囲まれている。</p> <p>地区の南には東名高速道路があり、平成29年度に東名高速道路新スマートインターチェンジの供用開始が予定されていることから、道路交通環境や土地利用の飛躍的な向上が見込まれている。</p>		
開発行為等の概要	<p>土地区画整理事業 事業主体:組合施行 事業期間:H29年~H37年(予定)</p>		
地域区分の変更理由	<p>当該区域は、土地区画整理事業の実施にあわせて、工業・物流系の企業誘致が行われる予定であり、既存市街地と連携した総合的な土地利用により地域振興の推進を図るため、市街化区域に編入する。</p>		
関係機関との調整状況(許認可等)	<p>静岡都市計画用途地域の変更(H29年12月上旬予定) 静岡農業振興地域の変更(H29年12月上旬予定)</p>		

9

整理番号1 静岡市 農業地域の縮小 ③区域の現況



航空写真



地区内の状況



地区内の状況

10

整理番号1 静岡市 農業地域の縮小 ④計画図の変更



図の中心位置 : 34.966,138.42 (北緯,東経)

縮尺1 : 50,000